

令和3年

第5回 日向市議会(定例会)

議 案 參 考

8月27日

日 向 市

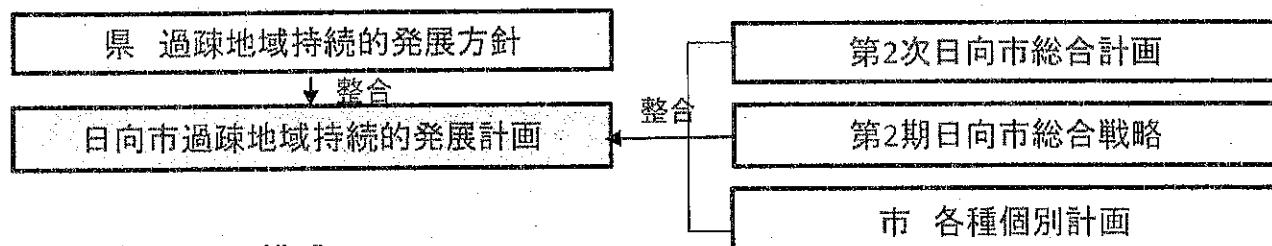
1. 計画の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条に基づき、東郷町域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、日向市過疎地域持続的発展計画を定める。

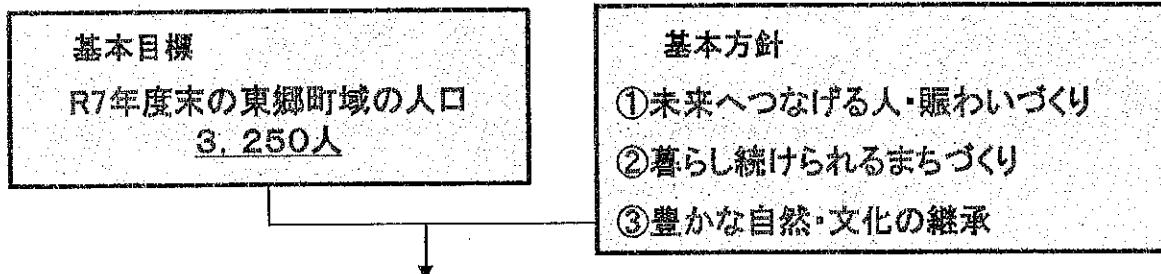
2. 対象区域 東郷町域

3. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

4. 他計画との整合・位置付け



5. 計画の基本目標・構成



| (過疎対策の施策区分) | |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1)移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (6)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |
| (2)産業の振興(農林水産業、企業誘致、商工業、観光等) | (7)医療の確保 |
| (3)地域における情報化 | (8)教育の振興 |
| (4)交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)集落の整備(地域コミュニティ、集落の再編等) |
| (5)生活環境の整備 | (10)地域文化の振興等 |
| | (11)再生可能エネルギーの利用の推進 |
| | (12)その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |

6. 各施策区分の主な対策について

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・移住セミナー等による情報発信
- ・新たなお試し滞在施設の整備検討
- ・関係人口の増加(移住体験会等)
- ・地域リーダーの育成

(2) 産業の振興

- | | |
|---|---|
| (農業) <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値型農業の促進 ・薬草の生産振興、販路開拓 ・担い手の確保、農地集積 ・家畜防疫の充実 ・鳥獣害被害対策 (林業) <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保 ・機械化、木材加工流通施設等の整備 | (企業誘致) <ul style="list-style-type: none"> ・内陸型工業団地の整備方針検討 (商工業) <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化と新規創業の促進 ・まちの賑わい創出、町域内消費の拡大 (観光) <ul style="list-style-type: none"> ・牧水公園等の改修や環境整備 ・短歌文化を生かしたプロモーション ・広域観光の推進 |
|---|---|

(3) 地域における情報化

- ・行政手続オンライン化

- ・住民のデジタル技術活用支援

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

(市道等)・(農林道)

- ・市道、橋梁の安全点検、保全維持管理
- ・路線の整備推進

(交通の確保)

- ・効果的な交通ネットワークの構築
- ・路線バス等の維持、利用促進

(5) 生活環境の整備

(水道施設)・(生活排水処理施設)

- ・持続可能な簡易水道事業
- ・農業集落排水への接続促進
- ・合併処理浄化槽の設置促進

(廃棄物処理施設)

- ・ごみ焼却施設の長寿命化
- ・ごみの減量化、資源化の促進

(消防)・(防災)

- ・救急車の配備
- ・非常備消防の強化
- ・防災への意識の醸成

- ・用途廃止、集約再編(管理戸数最適化)

(空き家対策)

- ・空き家等情報バンクへの登録促進
- ・サブリース(転貸)等での空き家活用

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(高齢者保健、福祉の向上)

- ・生きがいづくり、社会参加活動の促進
- ・地域包括ケアシステムの構築

(子育て環境の確保・充実)

- ・児童教育の充実、保育サービス事業の継続
- ・ヘルシースタート事業

(障がいのある人の保健、福祉の向上)

- ・在宅福祉サービスの充実
- ・雇用促進のための啓発等

(健康の増進)

- ・健(検)診の受診啓発
- ・訪問等での保健指導の実施

(7) 医療の確保

- ・町域での外来診療体制の維持

- ・東郷診療所の施設整備

- ・訪問看護等による在宅医療の充実

(8) 教育の振興

- ・地域資源を生かした特色ある教育の推進
- ・スクールバスの車両規模、台数の検討

- ・就学前教育の充実、学校教育との連携強化
- ・東郷体育館、グラウンドの適正な維持管理

(9) 集落の整備

- ・集落への支援及び再編等の検討

- ・地域活動への都市部住民の参加促進

(10) 地域文化の振興

- ・文化人を生かした芸術文化活動の推進
- ・牧水に親しむ事業の展開

- ・文化財の調査保存体制の充実
- ・伝統文化継承のための担い手育成

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・公共施設での再生可能エネルギー有効活用

- ・林地残材等の木質バイオマス活用推進

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・過疎地域振興基金の造成(過疎債ソフト分)
- ・過疎地域振興基金事業補助金の交付

- ・「牧水の里景観計画」に基づくまちづくり